

## 鎌倉海岸七里ガ浜地区侵食対策協議会の設置について

### 趣旨

鎌倉海岸七里ガ浜地区は、かつては岩盤上に砂鉄を多く含んだ砂が厚く堆積した砂浜があり、平成 14 年までは海水浴場も開設され賑わいを見せていた。

一方で、相模湾沿岸では海岸侵食が進み、砂浜の回復・保全を図る必要があったことから、県は平成 23 年 3 月に相模湾沿岸海岸侵食対策計画を策定した。

この計画の中で、七里ガ浜地区については「侵食傾向にあるが、波消し機能により背後地の防護水準が保たれている海岸」として位置づけ、今以上の侵食を防止し、砂浜を維持することとしていた。

しかしながら、近年は急速に侵食が進み、特に稲村ガ崎西側隣接部では砂浜が狭くなり、岩盤の露出が目立つようになった。

平成 29 年の台風第 21 号、令和元年の台風第 10 号、19 号では台風に伴う高波浪の影響により国道 134 号で道路陥没などの被害が発生した。

このような現状の侵食状況や背後地の被災状況から「侵食傾向にあり防護機能が不足する海岸」と位置づけ、計画的な養浜により砂浜の回復を目指すこととし、令和 3 年 3 月に同計画を変更した。

この計画に基づき養浜工事を行うにあたっては、環境や利用への影響を最小限に抑え、効果的に砂浜の回復を図るための具体の養浜計画を検討・検証する必要がある。

よって、鎌倉海岸七里ガ浜地区における侵食対策に関して検討・検証を行うため、学識者をはじめとして、地元関係者、漁業関係者、マリンスポーツ関係者等で構成する「鎌倉海岸七里ガ浜地区侵食対策協議会」を設置する。